

7. その他のサービス・制度

1) 訪問入浴サービス

日常生活のほとんどに介護を要する重度の身体障がい者の方で、自宅での入浴が困難と認められる方に、サービスを行います。(医師が入浴を可能と認めること等が必要です。)

利用回数	月5回まで
費用	世帯の課税状況により一部自己負担があります。
窓口	社会福祉課

2) 日中一時支援事業

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

対象者	市内に居住する障がい者
費用	費用の1割が原則として自己負担となります(ただし課税状況等に応じた負担軽減があります)。また、交通費等の実費も自己負担となります。
手続	手帳, 印かん
窓口	社会福祉課

3) 移動支援事業

障がい者手帳を取得された方のうち単独で外出することが困難で、派遣が必要と認められる方にヘルパーを派遣します。(ただし、重度訪問介護、行動援護及び重度障がい者等包括支援の対象者は対象となりません)

対象者	・身体障がい者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障がい者保健福祉手帳所持者
費用	費用の1割が原則として自己負担となります(ただし課税状況等に応じた負担軽減があります)。また、交通費等の実費も自己負担となります。
手続	手帳, 印かん
窓口	社会福祉課

4) 意思疎通支援事業

聴覚障がい者が病院や学校などに行くときに、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

対象者	市内に居住する聴覚障がい者
手続	・窓口・郵便で申込みできます(7日前までに申請) ・氏名, 住所, FAX・電話番号, 派遣希望日時, 派遣場所, 手話か要約筆記の別, 内容, 待合せ場所をご連絡ください。
派遣地域	守谷市内を原則とします。
受付時間	午前8時30分～午後5時15分 ※FAXは24時間受信しますが、平日の午後5時15分以降の受信分は翌日以後、金曜日の午後5時15分以降、又は土・日・祝日の受信分は翌平日以降の対応となります。
窓口	社会福祉課

5) 自動車運転免許の無料教習制度

就職するために自動車運転免許を受けたい身体障がい者の方に対し、一定の要件に該当する場合、所定の教習料金が無料になります。

対象者	18歳以上の身体障がい者で次のいずれにも該当する方 ①公共職業安定所に求職登録をしている方 ②運転免許試験場の適性検査に合格している方 ③身体障害者運転能力開発訓練センターが入所を認めた方
費用	教習料金：無料（検定料・身体障がい者専用宿舎利用等は有料）
期間	3箇月（入所日は、1、4、7、10月の月初め）
問合せ	身体障害者運転能力開発訓練センター 通称 東園（あずまえん） 埼玉県新座市堀ノ内2-1-46 電話 048-481-2711 FAX 048-481-6578（月曜日定休）

6) 緊急通報システム「NET119」

音声による119番通報が困難な方を対象に、スマートフォンや携帯電話のインターネット機能を活用して、火災や救急などの緊急通報が行えるシステムです。

対象者	聴覚・音声機能・言語機能等に障がいを有し、音声による通報ができない方又は困難な方
手続	スマートフォン又はインターネット機能が使える携帯電話を持参してください。※メールの受信拒否設定をしている場合は、あらかじめ「web119.info」のドメインが利用（受信）できるようにしてください。
窓口	社会福祉課、守谷消防署

7) 自動車改造費の助成

身体に障がいのある方が所有し、自ら運転する自動車の運転装置の一部を改造することにより、社会参加等を促進するために助成します。

対象者	上肢、下肢、体幹機能障がい1級・2級の方で就労等のため、自ら運転する方 ※過去5年間に当該補助を受けた方は対象となりません。
内容	ハンドル・ブレーキ・アクセルなどを改造するための費用を10万円まで助成します。
手続	身体障がい者手帳、車検証、運転免許証、改造見積書、課税証明書（1月1日時点で守谷市外に居住していた方のみ）、印かん
窓口	社会福祉課
備考	所得制限がありますので改造前に必ず相談をしてください。

8) 自動車運転免許取得の助成

身体に障がいのある方の日常生活や社会生活の活動範囲を広げて自立更生を促進するために助成します。

対象者	身体障がい者手帳1～4級を所持する方で就労などのため免許を取得する方
内容	指定自動車教習所で訓練を受けた費用のうち、10万円を助成します。
手続	身体障がい者手帳、印鑑
窓口	社会福祉課

9) 生活福祉資金の貸付

障がい者世帯等に対し、その経済的自立と生活向上を図るための資金の貸付を行います。

貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金の貸付によって、独立自活ができること ・ 資金を他から受けることが困難であること ・ 保証（返済）能力があり、市内に居住する連帯保証人がいること
窓 口	守谷市社会福祉協議会 電話 0297-45-0088

10) 身体障がい者補助犬（盲導犬，介助犬，聴導犬）給付

社会参加と自立更生に効果があると認められる在宅の身体障がい者に身体障がい者補助犬を給付します。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視覚障がい1級又はこれに準ずる者（盲導犬） ・ 肢体不自由1，2級又はこれに準ずる者（介助犬） ・ 聴覚障がい2級又はこれに準ずる者（聴導犬）
費 用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります また、歩行訓練等期間中の食費及び交通費等についても自己負担となります
窓 口	社会福祉課
備 考	必要と思われる方は事前にご相談ください

11) 人工肛門ストマ用装具支給事業（茨城県事業）

人工肛門造設者等で身体障がい者手帳の交付を受けられない方に対し、ストマ用装具の支給を受けることができます。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工肛門造設者等で身体障がい者手帳の交付を受けられない方 ・ 茨城県内に住所を有する方
費 用	世帯の課税状況に応じて一部自己負担があります
手 続	申請書，印かん，世帯の課税状況を証明できるもの（1月1日時点で守谷市外に居住していた方のみ），診断書（新規申請の場合を除く）
窓 口	社会福祉課
問 合 せ	茨城県県南県民センター 地域福祉室 電話 029-822-8516
備 考	支給を希望する場合は事前にご相談ください

12) 更生訓練費の支給

自立訓練及び就労移行支援のサービスを利用する障がい者が、訓練に必要な文房具・参考書など訓練を受けるための経費や通所のためにかかる交通費の一部を支給します。

対象者	自立訓練または就労移行支援の支給決定を受け利用しているかたで、利用者負担額が生じない方
支給額	●訓練のための経費 訓練を受けるために対象者が支払った文房具や参考書などの経費の一部を支給します。 ●通所のための経費 通所のためにかかった交通費の一部を支給します。 上限額は、1日あたり280円×通所日数
手続	更生訓練費支給申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、翌月の初旬までに申し込む。
窓口	社会福祉課

13) 就職支度金の支給

障がいをお持ちの方が就職（自営業も可）した際に、就職支度金を支給して、就職に向けての準備を支援します。

対象者	就労移行支援事業または就労継続支援事業を利用し、就職または自営業者となることにより施設を退所することとなった方
支給額	36,000円以内 （就職のため直接必要とする洋服類、履物等の購入費用を要する場合は、基準額の範囲内で必要な額）
手続	就職支度金支給申請書（本人）（様式第1号）または就職支度金支給申請書（委任）（様式第2号）に必要事項を記入し、就職先の採用証明書（自営業の場合は事業計画書）を添付して、施設を退所する月に、利用している施設を経由して申し込む。 就職支度金の支給決定を受けた方は、就職支度金支給請求書（様式第4号）を提出する。
窓口	社会福祉課